

JAバンク三重優遇プログラム規定

1. (内容)

「JAバンク三重優遇プログラム」(以下「当サービス」といいます。)は、多気郡農業協同組合(以下「当組合」といいます。)所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じ、2段階(以下「ステージ」といいます。)を設定し、ステージに応じて提携ATM入出金手数料の優遇を提供するサービスです。

2. (対象)

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります。(非居住者の方、任意団体は対象外とします。)

3. (開始時期)

当サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。

4. (得点・ステージ)

- (1) サービス提供開始日の前月末時点における当組合所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。
- (2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。
- (3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を5万円以上受け取られていること(当組合で給与振込として判別できるものが対象です)。	100
年金受取	一定期間内に公的年金(農業者年金・国民年金・厚生年金・共済年金等)として発信された振込を受け取られていること。	100
貯金残高	当組合所定の貯金(当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず)を前月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること(10万円毎に2点ずつ付与します)。	2~ 100
投資信託残高	当組合所定の投資信託を前月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること(10万円毎に2点ずつ付与します)。	2~ 100
借入残高	当組合所定の借入(農業・住宅・生活・事業性資金(注))を前月末時点で合計500万円以上利用されていること。	100
	当組合所定の借入(農業・住宅・生活・事業性資金(注))を前月末時点で合計1円以上500万円未満利用されていること。	50

(注)借入残高は、総合口座型の当座貸越、日本政策金融公庫資金、ご返済が遅れている借入金を除きます。

- (4) 提携 A T M 入出金手数料の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。
- (5) 各ステージに必要な得点数は次の通りとします。

	ステージ 1	ステージ 2
必要な得点	0 点 ~ 9 9 点	1 0 0 点 ~

5. (優遇)

- (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。
- (2) お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。
- (3) 優遇内容等については、次の通りとします。

優遇項目	優遇内容	ステージ	
		1	2
提携 A T M 入出金手数料無料	当月 2 5 日から翌月 2 4 日のステージ適用期間に、ゆうちょ銀行 A T M およびコンビニ A T M (セブン銀行・ローソン銀行・イーネット) で入出金取引を行った場合について、ステージ別の優遇回数まで、手数料が無料となります。(注)	0 回	4 回まで

(注) A T M 入出金手数料無料の対象口座は、「普通 (一般・総合・営農)」となります。

6. (本支店間の得点引継ぎ)

- (1) 支店等の廃止、統合等、当組合の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスの得点を原則引き継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、得点の合算は行われません。
- (2) お客様のご都合でお取引店を変更される場合、得点の集計が出来なくなる場合または一定期間得点集計ができなくなる場合があります。
- (3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合があります。

7. (変更・終了)

- (1) 当組合の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容 (得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等) を変更、または当サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。

- ①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
- ②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
- ③すでに利用されている借入を延滞されている場合
- ④契約者本人が亡くなった場合
- ⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合
- ⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合
- ⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合

8. (免責事項)

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

以 上

(2024年8月25日現在)